

一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部規約準則

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 長野県支部規約準則

第1章 総 則

(通則)

第1条 この支部は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会定款（以下「定款」という。）第2条第2項の規定に基づいて設けるものとする。

(名称)

第2条 この支部は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）長野県支部という。

(事務所)

第3条 この支部は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この支部は、従たる事務所を長野県松本市に置く。

第2章 業 務

(業務)

第4条 この支部は、定款第3条の目的を達成するため、定款第4条に掲げる業務を行う。

第3章 会 員

第5条 この支部の地域内における定款第5条第2項1号の通常会員及び同項3号の会員のうち支部が認めた会員は、この支部に所属する支部通常会員とする。

2 この支部の趣旨に賛同した者を支部賛助会員とする。

(入会)

第6条 この支部が定款第6条の規定により、入会申込書を受理したときは、支部理事会に諮り、その意見を入会申込書に添えて会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 支部通常会員及び支部賛助会員は、支部会費を納入しなければならない。

2 支部会費は、均等割とし、賦課会費は取扱高を基準とする。

3 この支部は、運営上特に必要あるときは支部総会決議により臨時会費を徴収することができる。

4 支部会費の額は、支部総会で定める。

5 この支部は、支部会員の会費の収納に関する事務を取扱う。

第4章 支部総会

(構成)

第8条 支部総会は、すべての支部通常会員をもって構成する。

(権限)

第9条 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算（正味財産増減計算書）の承認
- (2) 支部理事及び支部監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 支部規約の設定、変更
- (5) 定款第2条第4頁に定める事項の決定
- (6) その他この支部の運営上、特に重要な事項

(開催)

第10条 支部総会は、定時総会として毎事業年度終了後本部総会日以前に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 支部総会は、支部理事会の決議に基づき支部長が招集する。

- 2 支部総会を招集する場合には、会議の目的となっている事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。
- 3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、支部長に対し、支部総会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部総会の招集を請求することができる。

(議長)

第12条 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

(議決権)

第13条 支部総会における議決権は、支部通常会員1名につき1個とする。

(決議)

第14条 支部総会の決議は、支部通常会員の議決権の過半数を有する支部通常会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、支部通常会員の半数以上の出席であって、支部通常会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 支部規約の変更
 - (2) 支部の運営上、特に重要な事項

(代理人による議決権行使)

第15条 支部総会に出席できない支部通常会員は、代理人によってその議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する場合は、第14条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 16 条 支部総会の議事については、定款第 19 条を準用するものとする。

第 5 章 支部役員及び支部事務局

(支部役員の種類及び数)

第 17 条 この支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名以上 3 名以内
- (3) 支部専務理事 1 名
- (4) 支部理事 9 名以上 12 名以内（支部長、副支部長、支部専務理事含む）
- (5) 支部監事 2 名以内

(支部役員の選任)

第 18 条 支部理事及び支部監事は、支部総会において、支部を組織する支部通常会員（法人にあっては支部に対しその法人を代表する者）及び定款第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる者の中から選任する。

2 支部長、副支部長及び支部専務理事は支部理事会の互選による者を本部に推薦し、会長の委嘱によって選任する。

(支部役員の職務)

第 19 条 支部理事は、定款・支部規約及び支部理事会の定めるところにより、支部の業務の執行に当たるものとする。

- 2 支部長は、この支部を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副支部長は、支部理事会の定めるところにより支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠員のときは、その職務を代行する。
- 4 支部専務理事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を処理する。
- 5 支部監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(本部理事の推薦)

第 20 条 この支部は、支部長を本部理事に推薦するものとする。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(支部役員の任期)

第 22 条 支部理事及び支部監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された支部理事又は支部監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 支部理事又は支部監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお支部理事又は支部監事としての権利義務を有する。

(報酬)

第23条 支部理事及び支部監事は、無報酬とする。

但し、常勤の支部理事及び支部監事に対しては、支部理事会の決議により別に定める。

(支部事務局)

第24条 この支部の事務を処理するため、支部事務局を設け、職員若干名を置く。

2 支部事務局には、必要に応じて支部事務局長を置くことができる。

3 支部事務局長は、支部長の命を受けて事務を処理する。

4 支部事務局及び職員に関する規定は、支部理事会の決議により別に定める。

但し、支部職員の勤務その他については、本部事務局職員に関する規定に準じて設定するものとする。

5 支部事務局の経理処理は、自販連経理規程、自販連経理取扱細則並びに支部会計事務処理規程によって行う。

第6章 支部理事会

(構成)

第25条 支部理事会は、全ての支部理事をもって構成する。

(権限)

第26条 支部理事会は、次の職務を行う。

(1) 支部業務執行の決定

(2) 支部理事の職務の執行の監督

(3) 支部長、副支部長、支部専務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 支部理事会は、支部長が招集する。

2 支部理事会を招集する者は、支部理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、支部理事会の日の7日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第28条 支部理事会の議長は、支部長とする。

(決議)

第29条 支部理事会の決議は、支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、支部理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 支部理事会の議事については、定款第 35 条を準用するものとする。

(部会)

第 31 条 支部の事業を円滑に推進するため、支部理事会の決議を経て部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は、支部長が別に定める。

(監査)

第 32 条 支部長は、毎事業年度終了後、支部に係る次に掲げる書類を作成し、支部監事を経て、当該事業年度終了後 1 箇月以内に、会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

附則

1 この支部規約準則は、一般社団法人設立登記の日から施行する。